

# 2000万 「統一署名」に とりくもう

戦争法は成立しましたが、戦争放棄を定めた憲法の平和原則に違反するとともに、立憲主義をも踏みにじるものです。しかも安倍首相をはじめ閣僚、国会議員は、公務員であり、憲法第99条で憲法尊重擁護の義務を負いながら、違憲立法を強行したことは、幾重にも憲法違反を重ねています。したがって違憲の法律は、憲法第98条に規定されているとおり「その効力を有しない」。すなわち違憲立法は無効です。

安倍首相は、戦争法を成立させた後に、「国民の皆様の理解が更に得られるよう、政府としてこれからも丁寧に説明する努力を続けていきたい」と表明したにもかかわらず、臨時国会の開催に消極的です。しかも、野党が憲法第53条の規定によって国会の召集を求めたことにも応じず、この点でも憲法違反と指摘されています。

戦争法に反対する一点で国民的な共闘も前進し、全国各地で「戦争させない・9条壊すな！総がかり行動実行委員会」とSEALDsやママの会などの共同行動が展開されました。総がかり行動実行委員会は、毎月19日に戦争法廃止にむけた国会前行動を展開するとともに、2000万人の獲得を目標とした「戦争法の廃止を求める統一署名」(4面に掲載)の取り組みを開始しています。また、様々な団体が、戦争法に賛成した議員の落選運動を提起しているほか、違憲訴訟も計画されています。

みなさん。法律が成立したとしても決してあきらめてはなりません。憲法を守ることは、公務員の任務です。日本を戦争できる国に作り替えることに自信と確信を持って「ノー」と主張していくことが大切です。

## 職場から「まもろう憲法・国公大運動」の推進を

国公労連は、改憲阻止と「戦争する国」づくりを許さないたたかいを2015年度の運動の重点に位置付け、「ふたたび戦争の奉仕者にさせない、ならない」をキャッチフレーズに「まもろう憲法・国公大運動」のとりくみをすすめています。

「国民全体の奉仕者」であり、「憲法尊重・擁護義務」を負っている国公労働者としても、立憲主義をも踏みにじり、そして、憲法違反である戦争法は廃止する以外にありません。

国民のくらしや権利、安全・安心をまもり、それを支える公務・公共サービスを拡充させるために、職場・地域で学習を深めましょう。学習を基礎に2000万署名や宣伝行動などにとりくみ、戦争法を廃止させましょう。

**ふたたび  
戦争の  
奉仕者に  
ならない**

Public officials have the obligation to respect and uphold this Constitution.

憲法をいかに、公務・公共サービスを拡充させよう。

国公労連

ポスターや  
シールを  
活用してね



## 戦時中の国家公務員 (その6)

### 電波行政 — 検閲や言論統制で国民の知る権利を制限



『大東亜戦争終結ノ詔書』と  
玉音放送を周知する報道

日本の電波行政は、1915(大正4)年に施行された「無線電信法」から始まります。同法第1条は「無線電信及無線電話ハ政府之ヲ管掌ス」と規定しており、原則として国家が全てを取り扱うものと定められていました。その後、「放送用私設無線電話規則」が公布され、1925年(大正14)から公益法人(社団法人東京放送協会など。NHKの前身)による放送事業(中波ラジオ)がスタートしました。

当初は、新聞社などの純民間会社による放送も考えられていましたが、虎ノ門事件、第2次護憲運動、治安維持法の成立といった当時の社会状況を反映して、国家権力の厳しい統制下に置くことのできる公益法人を主体とする方針に変わりました。その結果、通信省の監督官が放送原稿を検閲し、問題のある発言があれば放送を遮断することがありました。

日中戦争以降はますます言論統制が強化され、国民の知らないところで日米開戦への道が決められていきました。戦況についても、事実とかけ離れた大本営発表以外は一切報道が禁止されました。さらに、軍による外国語追放がエスカレートするにつれ、野球の「アウト」は「引け」、「セーフ」は「よし」に、「アナウンサー」は「放送員」、「ニュース」も「報道」と言い換えられていました。

また、災害時に被災情報等を真っ先に伝えるメディアとして、最近ではラジオが見直されていますが、戦時下においては、軍用資源秘密保護法などによって、大きな被害が出ていても国民を動揺させないように詳しく報道されないことが多々ありました。

戦後制定された放送法第1条では、放送の不偏不党、真実及び自律の保障や表現の自由の確保に加え、「放送が健全な民主主義の発達に資する」ことを原則に掲げています。戦前の放送は、政府や軍のためのメディアでしたが、戦後はその反省に立って、NHKと民放が共存し自律的に運営することによって、多様な角度から国民の知る権利に答えています。

臨時ニュースを申し上げます。臨時ニュースを申し上げます。大本営陸海軍部、12月8日午前6時発表。帝国陸海軍は、本8日未明、西太平洋においてアメリカ・イギリス軍と戦闘状態に入り、帝国陸海軍は、本8日未明、西太平洋においてアメリカ・イギリス軍と戦闘状態に入り、今朝、大本営陸海軍部からこのように発表されました。

我が軍は今朝未明から香港の攻撃を開始しました。大本営陸軍部、きょう午前11時40分発表。我が軍は本8日未明、戦闘状態に入るや、期を失せず香港の攻撃を開始せり。我が軍はマレー半島上陸作戦を敢行しました。大本営陸海軍部、12月8日午前11時50分発表。我が軍は陸海緊密なる協同の下に、本8日早朝、マレー半島方面の奇襲上陸作戦を敢行し、着々戦果を拡張中なり。(以下略)



大本営陸海軍部発表(昭和16年12月8日)

ラジオ放送のようす(1941年12月8日、太平洋戦争突入の日)「NHK戦争証言アーカイブス」のホームページより